



VI 市民と行政の協働による自立した自治体経営

1 誰もが参加し、ともに支え合う 協働のまちづくりの推進

1 市民の参画と協働によるまちづくり

現状と課題

市内25の行政区では、市長から委嘱された区長を中心に地域自治が行われています。本市は地域活動の活性化のため、各行政区単位に公民館や集会所など（行政区によっては老人憩いの家や児童館など）の地区公共施設の整備を進めてきました。

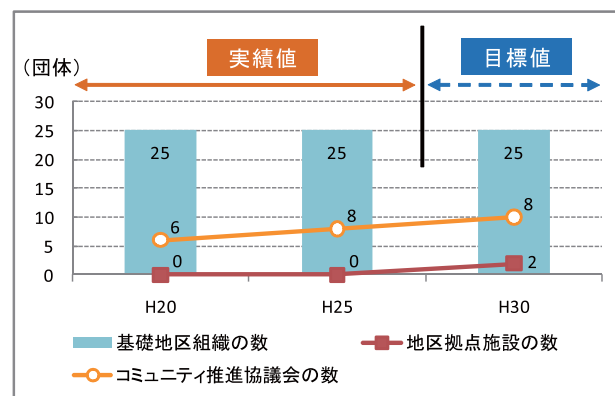
昭和50年以降、地域社会における共同意識の希薄化対策のため、地区コミュニティ推進協議会が6地区に設立され、行政区間の市民相互交流が行われてきました。平成24年には、コミュニティ推進協議会を小学校区単位で8地区に再編を行い、交流事業や地域の防災・防犯活動などが行われています。

しかし、行政区間で、人口や面積、住宅環境などに大きな格差が生じている場合もあり、地区公共施設の偏りや、本市からの画一的な支援などによる格差も出てきています。地区公共施設については老朽化が進み、あわせて利用方法が課題となっています。

また、コミュニティ推進協議会の活動はイベント的な行事が中心となり、行政区間のつながりや連帯感を高める観点からは、必ずしも十分な機能を果たしているとはいえないのが現状です。今後は行政区と地区コミュニティ推進協議会の双方が、その機能や役割を補完し合い、地域の課題解決へ向けて進んでいくように支援していく必要があります。

市民やボランティア団体、NPOが、それぞれの分野でやりがいや生きがい、得意とする能力を生かす活動を展開する動きが出てきていて、今後はこのような団体を育成するとともに、地域や行政と相互に連携し、協働によるまちづくりを進めていくことが課題となります。

地区拠点施設と地区コミュニティ推進協議会の現状と目標値



基本事業と目標指標（めざそう値）

1 地域を活性化させるための地域住民自治組織体制の確立

行政区ごとの地域間格差（世帯数、面積、地区公共施設など）の是正を図り、地域を活性化させるため、行政区の役割を見直し、市民参加のまちづくりを推進するための組織として小学校区単位を基本としたコミュニティ推進協議会の体制づくりを推進します。あわせて、地域活動の拠点となる地区拠点施設を整備します。

<主な事業>

- ・行政区活動事業
- ・地区コミュニティ活動推進事業

指標名（めざそう値）	指標の定義	初年度 H20	中間 H25	目標 H30
コミュニティ推進協議会の数	協議会を小学校区単位で設置	6 地区	8 地区	8 地区
地区拠点施設の数	地区拠点施設を地区単位で設置	未整備	未整備	2 カ所

2 ボランティア活動とNPO団体の育成支援

ボランティア活動やNPOなどの社会参加活動が活発化するように、自主性や主体性を尊重しながら、必要に応じて支援や助言を行うとともに人材の育成や確保などに努めます。

＜主な事業＞

・NPO・協働の推進調査研究事務

指標名（めざそう値）	指標の定義	初年度 H20	中間 H25	目標 H30
ボランティア登録者数	みよし市ボランティアセンターに登録した人数	2,907 人	2,984 人	3,400 人
NPO 法人として活動する団体数	事務所を本市内に置く NPO 法人の数	5 法人	12 法人	13 法人

施策の進め方

施策の展開シナリオ

行政区は、自治を目的とした組織であることから、基礎自治区として活動内容や組織のあり方を検討し、行政補助機関としての役割を見直します。検討に当たっては行政区が主体的に行い、行政は必要な情報や資料の提供・作成などの支援を行います。

コミュニティ推進協議会は、行政区を構成要員とし、市民参加のまちづくりを推進する地域組織として地域住民の自治への参加意識の向上を図り、市民の参画と協働によるまちづくりを推進します。

協働の考え方

地域の課題は地域住民が考え解決するように努め、地域が解決できない問題については行政区とコミュニティ推進協議会が地域住民の意見を集約し、行政が支援します。また、行政区とコミュニティ推進協議会と行政は、相互に協働して自主的で主体的なまちづくりを進めます。

市民やボランティア団体、NPOなどが本市の共同経営者としての自覚と責任を持ち、地域社会の構築に取り組みます。

市民と行政の役割

市民は、自治の主役であることを自覚し、互いに尊重し、協力して、自治を推進します。政策立案などの参画においては、自らの発言と行動に責任を持ちます。

行政は、市民やボランティア団体、NPOの提案による具体的な協働のまちづくり実現に向けた仕組みを構築します。

2 男女共同参画

現状と課題

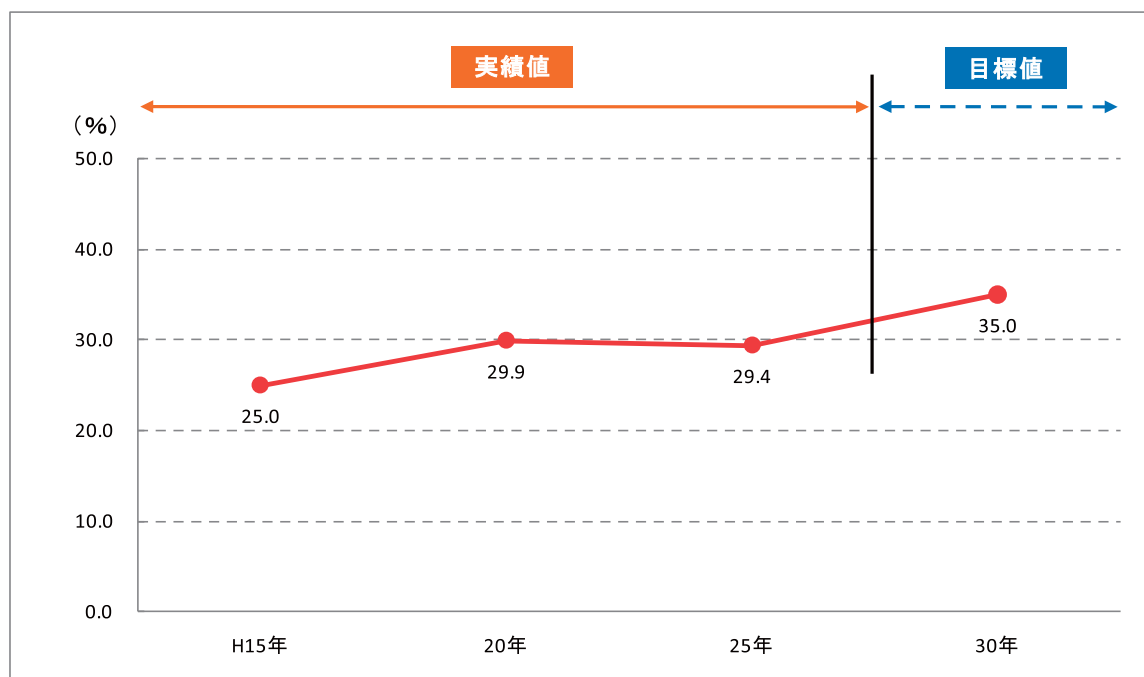
近年、少子高齢化・国際化・情報化の進展や女性の社会進出など社会経済の大きな転換期を迎え、男性も女性も固定的な性別役割にとらわれず、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が必要となっています。

国では現在「第3次男女共同参画基本計画」に基づき、また県でも「あいち男女共同参画プラン2011-2015」により男女共同参画社会の実現に向けて総合的に施策を展開しています。

本市でも、男女共同参画社会の実現に向け、総合的・計画的に取り組むための指針となる「みよし男女共同参画プランパートナー2014-2018」により総合的に事業を展開しています。

しかし、加速する少子高齢化への対応、増加する児童虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）などへの対策、さらに、子どもを持つ女性が就業しやすい子育て支援サービスの充実や地域組織への女性参加など、新たな取り組みを必要とする分野への男女共同参画の推進など、早急に取り組まなければならない課題が生じてきています。

審議会等への女性登用率



基本事業と目標指標（めざそう値）

1 男女共同参画社会の推進

男性も女性も社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、多様な選択肢の中で自己実現できる社会の実現、その能力が十分に発揮できるよう各種審議会などへの女性の登用など、男女共同参画を推進します。
子育てへの父親の参加啓発などの子育て支援や防災・防犯に対する男性の役割、女性の役割を考えた男女共同参画事業の推進に努めます。

<主な事業>

- ・女性の悩みごと相談事業
- ・男女共同参画啓発事業
- ・男女共同参画交流ネット事業

指標名（めざそう値）	指標の定義	初年度 H20	中間 H25	目標 H30
審議会などへの女性登用率	女性登用数 / 審議会などの委員数	29.9%	29.4%	35%
男女共同参画セミナーの講座開催数	男女共同参画セミナーの講座開催数	3 回	4 回	5 回

施策の進め方

施策の展開シナリオ

平成26年度から平成30年度を計画期間とする「みよし男女共同参画プランパートナー2014－2018」に基づき事業を展開します。

児童虐待やDVの防止策や早期発見の対応策として、現在行っている「女性の悩みごと相談事業」の充実を図ります。

子育て支援サービスの充実や地域活動などへの女性の社会参加について、関係各課と連携し推進します。

協働の考え方

男女共同参画交流ネットの登録グループとの協働により、男女共同参画事業推進に努めます。

市民と行政の役割

市民は、各種審議会や委員会へ積極的に応募し、女性の社会参加に努めます。また、子育て支援事業や地域活動に積極的に参加し、安全・安心な地域社会の構築に努めます。

行政は、各種審議会や委員会へ公募による女性委員の登用を図り、女性登用率の向上に努めます。また、子育て支援や地域活動に参加しやすい環境づくりに努めます。



2 市民サービスを高める 行政運営の推進

1 行政情報の公開

現状と課題

平成13年度に情報公開法が施行されたことにより、全国的に情報公開・情報共有化に対する意識が高まってきました。

本市では、平成14年度に情報公開条例を施行し、情報公開制度の運用開始を契機として、本庁内の情報プラザにおいて、行政文書目録をはじめ行政サービスなどの行政情報の閲覧と提供を行っています。また、附属機関などの会議の公開など、行政の説明責任の履行に努めています。

今後とも、個人情報の保護など情報管理を徹底し、行政情報の公開と提供を積極的に行うとともに、市民と行政が情報を共有できる体制を充実する必要があります。



市庁舎1階情報プラザ

基本事業と目標指標（めざそう値）

1 行政情報の提供と共有化

市民の行政参画の前提となる行政サービスなどの行政情報を積極的に提供し、市民と行政との情報の共有化を推進します。あわせて、行政情報を迅速かつ正確に提供するため、新たな行政文書の管理システムを整備します。

＜主な事業＞

- ・議会だより発行事業
- ・議会映像インターネット配信事業
- ・ファイリングシステム維持管理事業

指標名（めざそう値）	指標の定義	初年度 H20	中間 H25	目標 H30
情報サービスに関わる市民の満足度 ^{注1}	情報サービスが充実していると思う市民の割合	48.0%	49.9%	70%

2 情報の公開と透明性の確保

市民への情報の公開と各種施策に関わる説明責任の履行などにより、行政の透明性の確保に取り組みます。

＜主な事業＞

- ・情報公開事業
- ・バランスシート等財政分析諸表作成公表事務

指標名（めざそう値）	指標の定義	初年度 H20	中間 H25	目標 H30
情報の公開	情報公開制度に基づく（不開示としている開示請求を除く。）情報開示の割合	100.0%	100.0%	100%
附属機関の会議の公開	会議（非公開としている附属機関を除く。）の公開をしている附属機関の割合	100.0%	100.0%	100%

施策の進め方

施策の展開シナリオ

広報・広聴に関わる事業と連携し、行政情報を市民に迅速かつ正確に提供します。
行政情報の公開と提供を行うとともに、行政の説明責任を履行し透明性を確保します。

協働の考え方

行政情報を市民と行政が共有し、相互理解のもとに市民参画のまちづくりを推進します。

市民と行政の役割

行政は、市民に分かりやすく行政情報を提供し、まちづくりなどへの参加を促します。

用語解説

注1…情報サービスに関わる市民の満足度 情報サービスに関わる市民の満足度の現状は、平成25年度に実施した行政評価に関するアンケート調査結果（満足およびどちらかといえば満足と回答した市民の割合）です。

2 広報・広聴

現状と課題

広報活動は、広報みよし「Hot Line」や本市ホームページ、ケーブルテレビ、コミュニティFMなどを活用して、市民参加のための市政への理解と協力を得られるような広報活動を行っています。

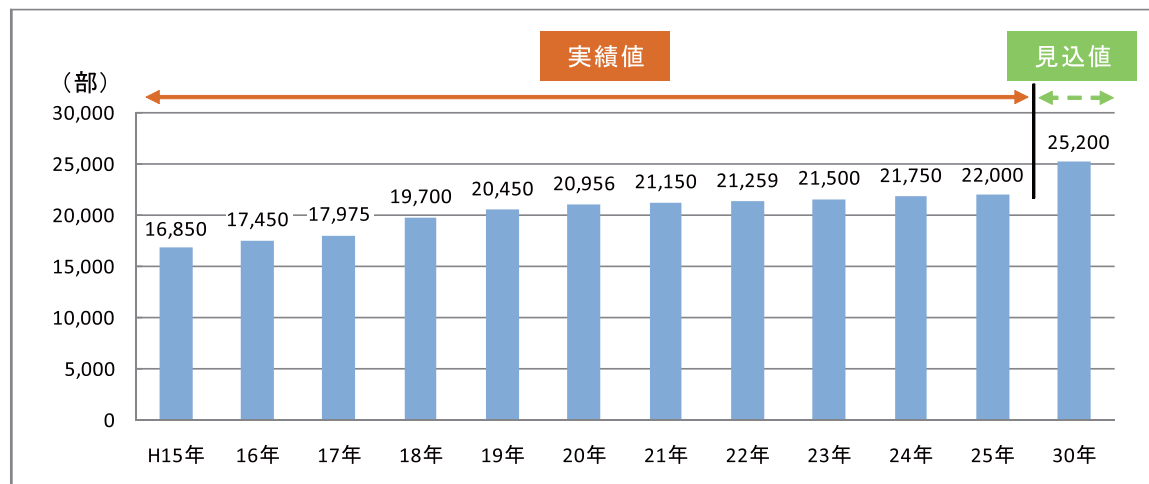
また、月2回発行の広報を録音し、視覚障がいのある人に「声の広報」として提供しています。本市ホームページは、誰でも利用しやすいウェブアクセシビリティ^{注1}に対応した取り組みを行っています。さらに、ケーブルテレビやコミュニティFMでまちの話題や市政情報を提供しています。

広聴活動は、広く市民の声を聞くためにさまざまな方法で広聴活動を実施しています。市主催による市民団体との「皆さまと語る会」の開催や「皆さまの提言箱」により、広く市民から市政全般に関する意見や提言を集約し、これらの提言などに迅速な対応を行っています。

市内外の外国人に情報提供するため、ホームページに自動翻訳機能（80カ国語）を追加し、言語に関わらず市政情報を取得できるようにするとともに、メールでの意見や提言を受け付けできる環境にしています。

今後も、多様なメディアを活用し、積極的な分かりやすい情報提供に努める必要があります。

広報みよしの4月発行部数の推移



基本事業と目標指標（めざそう値）

1 情報発信力の強化

日本人と外国人が協力し安心して暮らすため、広報みよしの一部のページに行政情報の翻訳や発刊物に外国語を表記するように努めます。

職員が迅速にホームページで情報発信できるシステムに整備し、最新情報を提供します。また、インターネットを使ってケーブルテレビの行政情報番組が見られるように新たな行政サービスの拡大を図ります。

<主な事業>

- ・広報みよし印刷製本事業
- ・市勢要覧製作事業
- ・ホームページ制作管理事業
- ・CATV番組制作放送事業
- ・コミュニティFM番組制作放送事業

指標名（めざそう値）	指標の定義	初年度 H20	中間 H25	目標 H30
広報紙の外国語による翻訳国数	外国語のお知らせ情報の翻訳国数	2 カ国	2 カ国	2 カ国
ホームページアクセス数	本市のホームページへのアクセス年間件数	238,243 件	624,237 件	650,000 件
インターネットによる情報提供	市政情報番組のインターネットによる動画配信の閲覧件数	26,968 件 (10月～3月)	182,073 件	200,000 件

2 広聴活動の充実

多くの市民から意見や提言を聴くとともに、より一層広聴活動の充実に努めます。

指標名（めざそう値）	指標の定義	初年度 H20	中間 H25	目標 H30
市民との直接対話の回数 新規	市民との直接対話の回数		1 回	年 2 回以上
外国語による提言件数 新規	外国語による提言件数		0 件	20 件

施策の進め方

施策の展開シナリオ

さまざまな手法により、市民への積極的な情報提供や広聴活動を充実します。

広報事業は、広報紙やインターネット、ケーブルテレビ、コミュニティFMなどを効果的に活用し、より新しい情報をより分かりやすく提供します。また、発刊物に外国語を表記するように努めます。

広聴事業は、民意を反映した市政を実践するため、引き続き「皆さまと語る会」や「提言箱」などにより市民の意見や提言を広く聴いていきます。

協働の考え方

市民への積極的な市政に関する情報発信と市民からの意見や提言の収集に努めます。広報事業並びに広聴事業の一層の充実に取り組んでいきます。

市民と行政の役割

市民は、市政情報などにより、本市の現状を理解するとともに、積極的に提案・提言するなど市政に参加・参画します。

行政は、市民の市政への参加・参画が容易になるよう広報活動・広聴活動を拡充し、市民との協働によるまちづくりを推進します。

用語解説

注1…ウェブアクセシビリティ 高齢者や視覚障がいのある人などにも利用しやすいホームページとなるよう、音声の読み上げや文字の拡大が可能となるような配慮をいいます。

3 市民情報サービスセンターの充実

現状と課題

休日などにおける証明書交付などの行政サービス提供の場として市民情報サービスセンター「サンネット」を平成12年度に開所し、住民票や印鑑登録、戸籍や税務証明のほか、戸籍届出受付・印鑑登録および廃止、市税・使用料などの納付受付、図書の貸し出し・返却・予約などの受付を行っており多くの市民に利用されてきました。

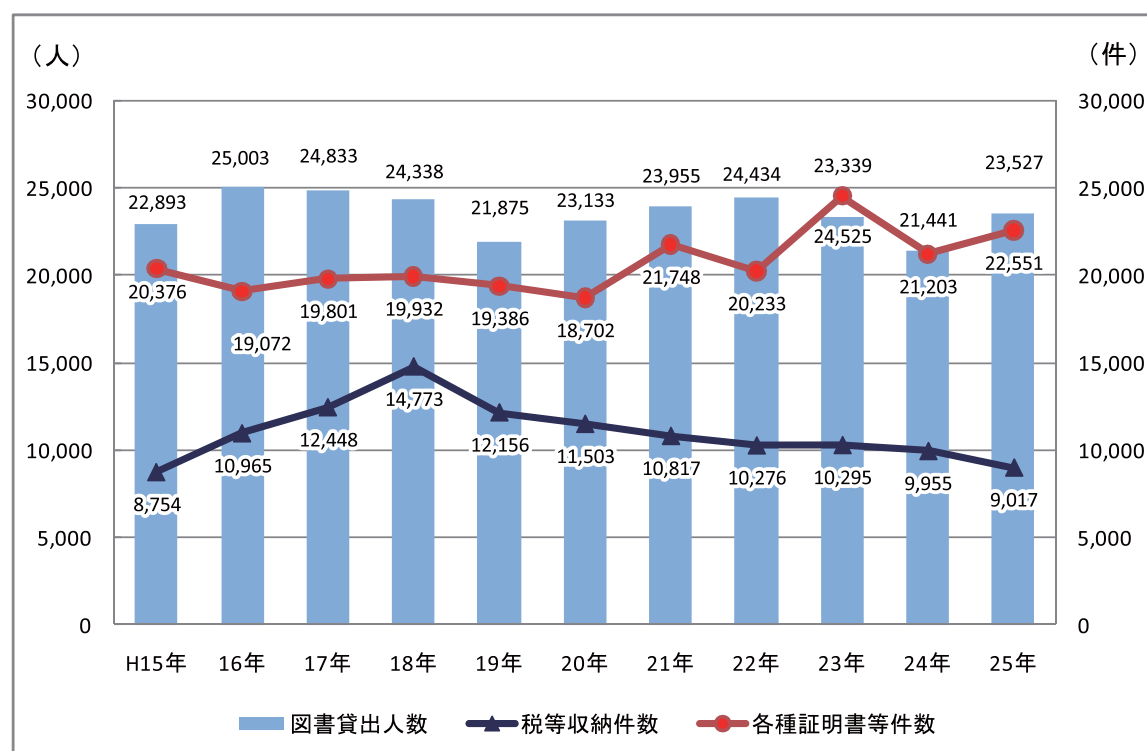
しかし、窓口では、取扱業務以外の生活全般にわたる多種多様な問い合わせが寄せられるため、各種相談窓口の設置や庁内業務を熟知した職員の配置など、その対応が求められていました。

また、図書コーナーにあっては、利用者数に比較し場所も狭く蔵書数が少ないなどの課題がありました。

このような課題を解決するため、平成25年度にトヨタ生協メグリア三好店より三好ヶ丘駅前のカリヨンハウスへ移転しました。移転後の市民情報サービスセンター「サンネット」では、施設面積が従来の4倍となり各種証明申請窓口や待合スペース、図書コーナーを拡張することができました。特に、図書コーナーには、新たに個人閲覧席、絵本コーナーなどを設置するとともに、閲覧スペースの席数を増やすなど市民が利用しやすい施設となっています。

今後も施設内の配置、図書の増冊など、より市民サービスの向上を図っていく必要があります。また、住民異動届・国民健康保険・国民年金・各種手当などの手続きにおける市役所閉庁時の対応が新たな要望となっています。

サンネット利用の推移



基本事業と目標指標（めざそう値）

1 市民情報サービスセンターの充実

多様化する住民ニーズに対応できるサービスセンターに努めます。

＜主な事業＞

- ・市民情報サービスセンター取扱事務
- ・市民情報サービスセンター図書コーナー整備事業

指標名（めざそう値）	指標の定義	初年度 H20	中間 H25	目標 H30
施設の整備	市民情報サービスセンター	既設 (サンネット)	移転 (サンネット)	移転済
証明発行件数 新規	市民情報サービスセンターでの証明の発行件数		22,551 件	24,000 件
図書貸出冊数 新規	市民情報サービスセンターでの図書の貸出冊数		100,201 冊	100,000 冊

施策の進め方

施策の展開シナリオ

市民にとって気軽に利用でき、使いやすい市民情報サービスセンターとなるよう施設・設備の充実を行います。

協働の考え方

市民が利用しやすい施設とするため、施設内の配置や運用・利用方法について、市民の意見を参考にして検討します。

市民と行政の役割

市民は、施設を有効に利用します。

行政は、使いやすく、だれでも気軽に利用できる市民情報サービスセンターの運営に努めます。



4 行政組織

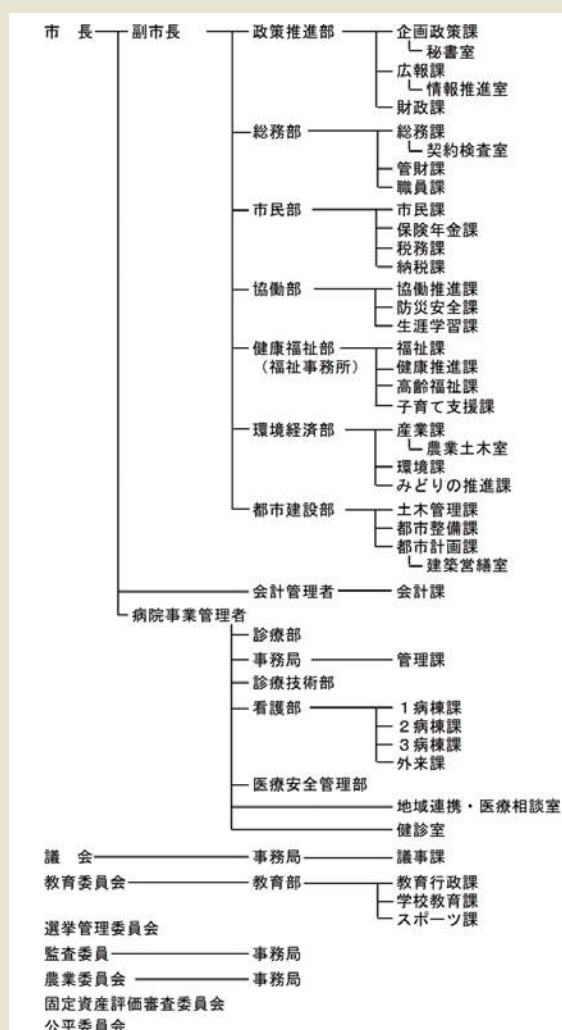
現状と課題

多様化した行政需要を的確に把握し、行政施策に反映できる市民に分かりやすく簡素で効率的な組織が必要となり、平成19年度に機構改革を実施しました。職員の意識改革や職員一人一人の能力の発揮と意欲の向上を図るため、目標管理による人事評価を実施しています。市民ニーズに柔軟に対応した行政サービスのため、各種研修を行い、職員の能力向上に努めています。

今後も多様化する行政施策に的確に対応でき、市民に分かりやすい簡素で効率的な組織を維持しつつ、柔軟に組織を見直すことが必要です。また、事務事業のアウトソーシングなどの推進により行政の効率化を進めるとともに、職員の定員管理計画に基づき、人口の増加や行政需要の多様化に対応できる職員数を確保していく必要があります。

さらに、まちづくりを着実に進めていくには、市民やNPOなどと行政が互いに協働し、対等の立場で協力する「協働のまちづくり」を推進することが必要となります。これらに対応するためには継続的な職員研修などを通し、専門知識の習得や能力開発などの職員の育成も必要となります。

行政機構図（平成26年4月1日現在）



基本事業と目標指標（めざそう値）

1 職員の配置

計画的な職員採用により、職員定員を管理します。

＜主な事業＞
・職員採用事務
・人事異動事務
・臨時職員雇用事務

指標名（めざそう値）	指標の定義	初年度 H20	中間 H25	目標 H30
新職員定員管理計画（病院事業を除く） 新規	新職員定員管理計画の策定		—	策定

2 職員研修の実施

市民の立場に立った質の高い行政サービスを、迅速かつ適正に提供できるように、職員の能力の向上や知識の習得のため、職員研修を実施します。

＜主な事業＞
・職員研修事業

指標名（めざそう値）	指標の定義	初年度 H20	中間 H25	目標 H30
職員研修	研修受講率（研修受講者総数 / 職員数）	174.8%	151.9%	156%

施策の進め方

施策の展開シナリオ

増大し多様化する行政需要に対応し、市民への行政サービスを向上させるため、新たな職員定員管理計画を策定し、適正な規模による弾力的で機動的な組織の充実に努めます。

また、簡素で効率的な行政を目指し、新しい時代が要求する質の高い職員の育成と適正な職員管理やアウトソーシング、指定管理者制度導入の推進に努めます。

さらに、市民ニーズが多様化する中、単独の部署のみでの対応が困難な事例については、庁内連携に努めるとともに、施策連携・地域資源を活用する研修を実施します。

協働の考え方

行政は、多様化する市民ニーズや行政需要を把握し、市民への行政サービスに向け、分かりやすい組織づくりや効率的・機動的な組織づくりと職員の育成に努めます。

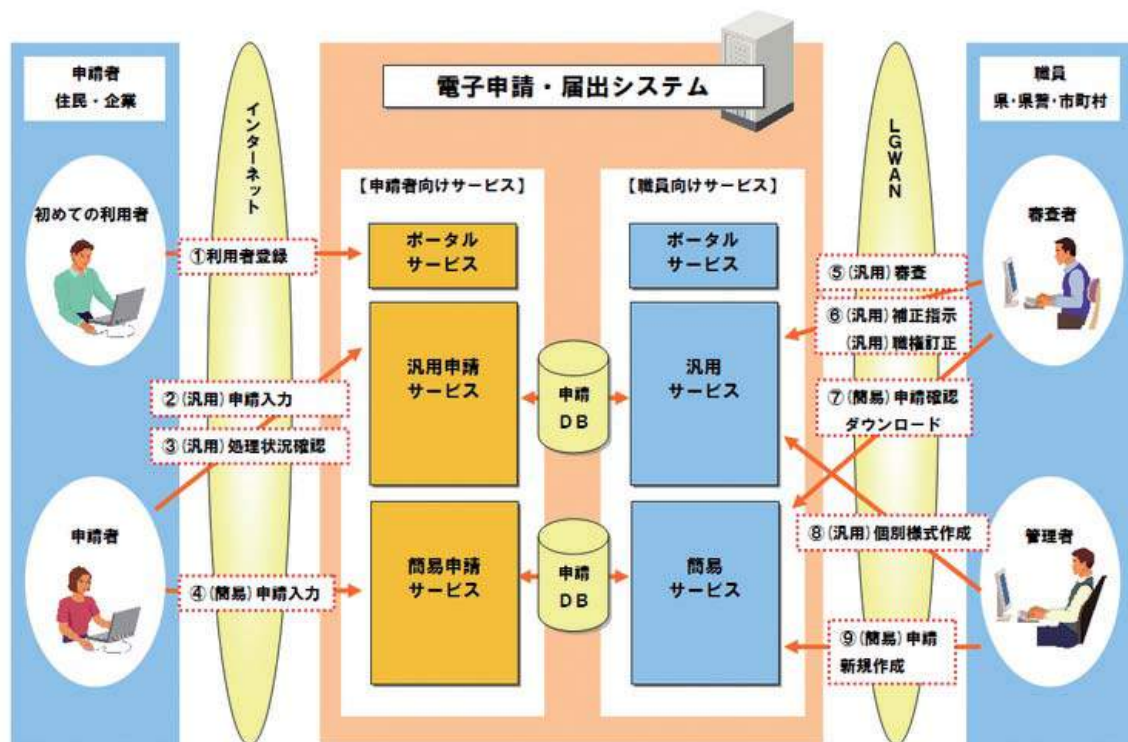
5 電子自治体

現状と課題

市民が自宅や会社に居ながら行政手続を行うことができる「電子申請・届出システム」^{注1}を、県と県下市町村で構成する「あいち電子自治体推進協議会」によりこのシステムを共同開発し、平成17年1月から稼動しました。本市では、当初28の手続きの運用を開始し、その後、手続きの拡大を図り現在は49手続きの運用をしています。

しかし、電子申請・届出の利用を促進するためには、申請・届出の手数料の納付方法や証明書などの交付方法などの検討やマイナンバー制度導入に向け、新たな電子申請・届出の仕組みを検討する必要があります。

また、市民のライフスタイルやニーズの多様化などに対応した質の高いサービスを提供するため、ICT^{注2}を効果的、効率的に活用した電子自治体の構築を進める必要があります。



用語解説

注1…電子申請・届出システム 電子・申請・届出システム利用可能手続きは、住民票や身分証明書、印鑑登録証明書、税証明などの交付申請手続き。

注2…ICT Information and Communication Technology の略。情報や通信に関する技術の総称。

基本事業と目標指標（めざそう値）

1 電子自治体の推進

いつでも、どこでも、誰でもアクセスできる行政サービスを提供するとともに、行政事務の電子化を進めます。

＜主な事業＞

- ・ あいち電子自治体推進協議会システム運用事業
- ・ 電子自治体基盤管理事業

指標名（めざそう値）	指標の定義	初年度 H20	中間 H25	目標 H30
電子申請・届出手続数	電子申請・届出が可能な行政手続の実施数	48 手続き	49 手続き	51 手続き

施策の進め方

施策の展開シナリオ

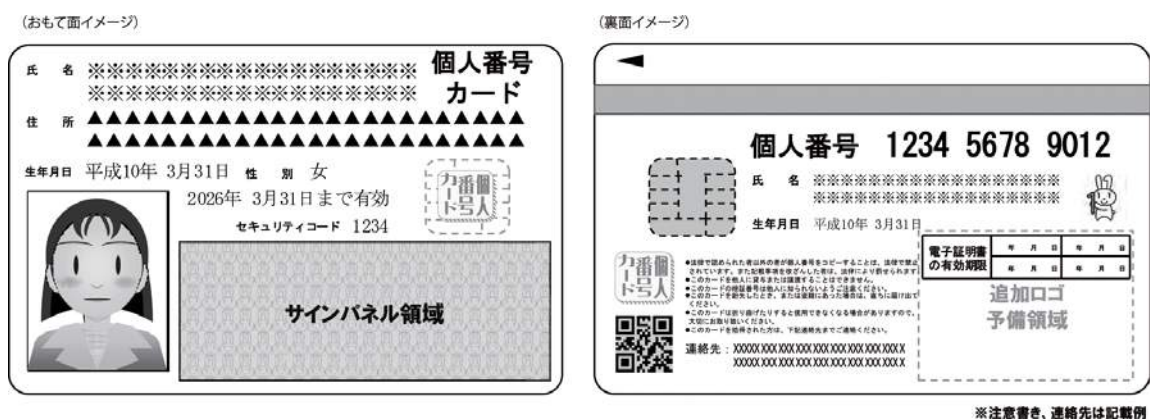
電子申請・届出システムの利用拡大や電子入札・電子調達拡充など、行政事務の電子化を進めます。

ICTを活用した電子自治体の構築を進めるとともに、マイナンバー制度導入に向け、新たな電子申請・届出の仕組みを検討していきます。

市民と行政の役割

市民は、電子申請・届出システムの積極的な利用に努めます。

行政は、情報セキュリティの確保を図りつつ、行政事務の電子化を進めます。



マイナンバーカードのイメージ

※平成 28 年 1 月からマイナンバーカードの交付が始まります。

6 行政改革・行政評価

現状と課題

本市における行政改革は、昭和56年度に設置した行政問題検討会議による取り組みから始まりました。昭和60年度には行政改革推進本部と行政改革推進委員会を設置し「第一次行政改革大綱」を策定し、平成7年度には「第二次行政改革大綱」を、平成12年度には「第三次行政改革大綱」を、平成17年度には「第四次行政改革大綱」を策定し、取り組みました。

平成22年度には「第五次行政改革大綱」を策定し、地方分権改革の理念に基づき、より一層地域住民のニーズや本市を取り巻く環境変化の把握に努めています。基礎自治体としての責任において、本市が直面するさまざまな課題の解消を図り、夢のある明るいまちづくりを推進していくため、限りある経営資源を最大限に活用し、行財政運営の透明性を高め、効果的・効率的な行政運営を推進しています。

平成18年度から「行政評価システム」を取り入れ、目標に対する成果の観点から点検評価することにより、施策や事務事業の適正化を図り、評価結果を広く市民に公表することにより説明責任を果たすこととしました。なお、行政評価は事後評価で、実施した翌年に評価し、翌々年の実施に反映させます。

行政改革推進委員会



基本事業と目標指標（めざそう値）

1 行政改革の推進

行政改革大綱を策定し、市行政運営の効率化・合理化をより一層進め、健全な財政運営を維持します。

＜主な事業＞
・行政改革推進事務

指標名（めざそう値）	指標の定義	初年度 H20	中間 H25	目標 H30
行政改革大綱の策定	行政改革大綱を策定	第4次 推進	第5次 推進	第6次 策定済

2 行政評価の成果反映

行政評価の結果をより確実に実行するため、予算と行政評価の事務事業単位を統一し、行政評価結果を予算に的確に反映させます。

＜主な事業＞
・行政評価システム事業

指標名（めざそう値）	指標の定義	初年度 H20	中間 H25	目標 H30
行政評価結果の反映率	行政評価結果を予算へ反映させた割合	59.0%	76.6%	80%

3 事務などの改善提案の推進

行政事務などの積極的な改善や創意工夫を奨励し、職員の勤労意欲の向上と事務事業の改革・改善を推進します。

＜主な事業＞
・事務改善提案活動事務

指標名（めざそう値）	指標の定義	初年度 H20	中間 H25	目標 H30
事務などの改善提案数	職員の事務などの改善提案数	273 件	56 件	420 件

施策の進め方

施策の展開シナリオ

現行の行政改革大綱は平成27年度に計画期間が終了します。今後も定期的（5年ごと）に行政改革大綱を見直すことにより時代にあった行政改革大綱を策定し、事務などの効率的・効果的な執行に努めます。

毎年度、行政評価を実施し、施策や事務事業を点検評価し見直します。

協働の考え方

総力をあげてこれからのまちづくりを支える新たな仕組みとして、「単独のまちづくりを支える地域協働システム」の確立を図ります。

第三者評価体制を確立し、評価に対する精度や信頼度を高めます。

市民と行政の役割

市民は、本市の公共サービスの受益者とし、どのような役割・責任を担うべきかを検討します。また、行政評価における施策や事務事業について公表されたものに関心を持ち、現状を把握・理解するよう努めます。

行政は、行政改革について具体的な目標を掲げ、着実な取り組みの推進を図ります。

7 広域行政の推進

現状と課題

広域行政としては、平成16年度まで5組合、1企業団において9事業を実施してきました。しかし、平成17年度に関係町村の豊田市との合併により枠組みが変化し、2組合3事業が廃止となりました。

平成19年度末に豊田三好事務組合が解散し、より効率的・合理的な行政運営を図るためにも、事業のさらなる広域化など新たな広域行政の手法が必要となっています。

後期高齢者医療制度は、老人保健制度の後継制度として高齢世代と現役世代の負担の明確化と世代間の公平な負担を目的として平成20年度から開始した医療制度であり、この制度の運営主体である愛知県後期高齢者医療広域連合との連携により、医療制度を円滑に運用していくことが必要となります。

広域行政の概要（平成26年4月1日現在）

事業内容	一部事務組合などの名称	構成市町
消防事業	尾三消防組合	みよし市 日進市 東郷町
ごみ処理事業	尾三衛生組合	みよし市 日進市 東郷町
水道事業	愛知中部水道企業団	みよし市 豊明市 日進市 長久手市 東郷町
後期高齢者医療事業	愛知県後期高齢者医療広域連合	県内全市町村

事業内容	事務委託先
塵芥処理事業	豊田市
斎場事業	豊田市
し尿処理事業	豊田市

基本事業と目標指標（めざそう値）

1 行政サービスの連携

自立と連携を念頭に、圏域内の共通課題の取り組みや効率的な行政サービスを推進するため、県内各市町村などとの連携と協力を進めます。

＜主な事業＞

- ・尾三衛生組合負担事業（ごみ処理事業）
- ・塵芥処理に関する豊田市への事務委託事業（塵芥処理事業）
- ・古瀬間聖苑に関する豊田市への事務委託事業（斎場事業）
- ・し尿処理に関する豊田市への事務委託事業（し尿処理事業）
- ・広域消防・広域防災負担金支払事業（消防事業）
- ・愛知中部水道企業団上水道供給事業（水道事業）
- ・後期高齢者医療事業

指標名（めざそう値）	指標の定義	初年度 H20	中間 H25	目標 H30
行政サービスの連携数	行政サービスを広域で実施している数	7 事業	7 事業	7 事業

施策の進め方

施策の展開シナリオ

ごみ処理や斎場、し尿処理、消防、水道、後期高齢者医療など、市民サービスの向上につながる分野に関して可能なものから広域連携を図ります。

市民と行政の役割

市民は、広域連携による行政サービスの受益者として、適切な利用に努めます。

行政は、広域連携による事務処理を実施し、効率的な行政サービスを提供します。





VI 市民と行政の協働による自立した自治体経営

3 健全で安定した財政運営の推進

1 財 政

現 状 と 課 題

地方分権改革が進む今日、地方公共団体は、政策的にも財政的にも自立した行政運営を求められています。国の三位一体の改革により、国庫補助負担金の廃止・縮減や交付税制度改革、国から地方への税源移譲など、地方財政制度は大きな転換期を迎えました。

また、地方公共団体の財政の健全性が注目され、健全性を示す指標の公表などにより健全化を図ることとなりました。

こうした中、本市の主要税目の一つである法人市民税は、自動車関連企業の堅調な業績により安定した財源が確保されてきましたが、平成20年に米国で端を発した世界的な経済危機により、企業収益が大幅な減収・減益となり本市の法人市民税にも大きな影響を及ぼすこととなりました。今後についても、景気回復が期待できるものの、経済動向や為替の変動などの不安定要素を抱え、予測が難しい状況です。

一方、歳出については、扶助費や公債費など義務的経費の増加に加え、社会基盤の整備、大地震に備えた災害に強いまちづくり、福祉の充実など市民ニーズは多様化かつ増大しており、財政運営は一層厳しさを増しています。

今後は、税収の減少や災害など予期せぬ支出に備えるための財政調整基金や大規模な事業の財源の確保を目的とした特定目的基金の計画的な積立てと活用を行い、安定した財政運営が長期的に持続できるよう努めるとともに、自主財源の確保、事務事業の見直しなどを一層推進していく必要があります。

基本事業と目標指標（めざそう値）

1 財政運営の弾力性の維持

扶助費、公債費などの義務的経費の増加を抑え、財政運営の弾力性を維持します。
県全体の経常収支比率は90%程度となっていて、本市では80%以下での財政運営を目指します。

<主な事業>

- ・ 予算編成事務
- ・ 課税事務（個人・法人市民税、軽自動車税、固定資産税）
- ・ 評価事務（土地、家屋・償却資産）

指標名（めざそう値）	指標の定義	初年度 H20	中間 H25	目標 H30
経常収支比率	経常一般財源総額と経常的経費に充当される経常一般財源との比率で、通常財政構造の良否を表す	69.6%	86.2%	80% 以下

2 市税収納率の向上

市税の収納率の向上を図ります。

＜主な事業＞

- ・市税収納管理事務
- ・滞納整理事業
- ・振替納税事務

指標名（めざそう値）	指標の定義	初年度 H20	中間 H25	目標 H30
市税収納率	市税の収納率	95.6%	96.9%	97.5%

3 債務の減少

プライマリーバランス^{注1}を考慮した市債の借り入れを行い、将来債務を減少させます。

＜主な事業＞

- ・市債借入事務

指標名（めざそう値）	指標の定義	初年度 H20	中間 H25	目標 H30
実質公債費比率（3カ年平均）	公債費による財政負担の程度を表すもので、18%以上で地方債の発行に際し一定の制限がかかります。	5.5%	2.9%	13% 以下*

※本市の財政構造等健全化計画で、公債費比率の上限を13%以下としています。

施策の進め方

施策の展開シナリオ

将来、債務が累積しないよう市債発行額を抑制し、市債残高の減少や基金の積み立てなど計画的な活用を行い、安定した財政運営を行っていきます。

市税収納率の向上、受益者負担の適正化などにより自主財源の確保を図るとともに、行政評価により各種事業の選択的实施や戦略性を持った財政投資を進めます。

さらに、新たな公会計の導入に向け、研究を進めていきます。

市民と行政の役割

市民は、納税義務を果たすとともに、市民個人や自治組織、ボランティアなどにより、地域の課題で自主的に解決できることに取り組みます。

行政は、限られた財源で、公平で効果的な事業を効率的に実施します。

用語解説

注1…プライマリーバランス「基礎的財政収支」と訳され、市債などの借入金を除いた税収などによる歳入から、市債の元利払い費など、過去の借入金返済に要する経費を除いた歳出を引いたものです。財政安定化の指標となります。